

訴 状

2012年8月7日

静岡地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 大 橋 昭 夫

同 久 保 田 和 之

同 霸 岡 寿 治

同 小 池 賢

〒420 0046 静岡市葵区 

原 告 A

〒420 0839 静岡市葵区鷹匠1丁目5番1号

NEUEZEIT 4階

弁護士法人鷹匠法律事務所（送達場所）

TEL 054-251-1348

FAX 054-251-5526

上記原告訴訟代理人

弁 護 士 大 橋 昭 夫
同 久 保 田 和 之
同 鶴 岡 寿 治
同 小 池 賢

〒100 0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 滝 実

〒420 0837 静岡県葵区日出町10番7号

処分行政庁 静岡労働基準監督署長

休業補償給付不支給決定取消請求事件

訴訟物の価額 4万2906円

手数料額 1000円

第1 請 求 の 趣 旨

- 1 静岡労働基準監督署長が原告に対し、平成23年6月7日付でなした労働者
災害補償保険法による休業補償給付の不支給決定処分を取消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 原 処 分

(1) 原告（昭和60年6月10日生）は、静岡市葵区流通センター1番1号所在のB（以下、単に「会社」という。）に勤務していた平成20年5月24日午前11時30分頃、鮮魚配送用の2トントラック保冷車（車両番号 静岡900さ70・71、以下、単に「本件車両」という。）を2階から1階に移動するため、本件車両を運転し、会社構内の建屋の間の通路を通過しようとした際、本件車両荷台の上部を通路上の屋根に衝突させたものである。（以下、単に「本件事故」という。）

(2) 本件事故の衝撃により、本件車両の運転席が沈み込むような状態になり、次には本件車両の荷台が持ちあがって通路に着地し、そのために原告は、本件車両の運転席のハンドルに頭頸部を激しくぶつけ、腰部もうち、頭頸部外傷、腰椎捻挫、歯牙欠損等の傷害を負ったものである。

(3) 原告の本件事故直後の治療経過は下記のとおりである。

平成20年5月24日 静岡県立総合病院に会社車両で搬送

頸椎骨折の疑い、頸椎捻挫の診断

平成20年5月26日 高野橋脳神経外科医院

頭部外傷の診断

平成20年5月30日から平成20年6月9日まで鈴木整形外科に通院

（実治療日数 4日間）

外傷性頸部症候群、腰椎捻挫の診断

(4) 上記のように、原告の症状はむち打ち症と判断されたものであり、原告は会社が多忙だということで、会社の上司の指示により、1日休んだだけで、安静にすることなく、仕事に復帰し、就業時間外に治療を受けたものである。

(5) 原告は、本件事故当時、会社鮮魚部鮮魚課に所属し、活魚の活締めの仕事を担当し、毎日、数百匹を調理し、リフトで静岡魚市場内の仲卸業者や保冷者

で静岡魚市場外の第一水産株式会社等の水産業者に鮮魚を配達していた。

さらに、上記の仕事ばかりか、由比港、沼津港へも鮮魚の引取りに出かけることがあり、その他、せりの準備等、重労働をしていたものである。

原告の就業時間は、就業規則上では午前3時から正午までとなっていたが、実際には、早出、残業などが常態化し、時間外手当も月にして約1万4000円程度であり、時間外労働の大部分がサービス労働となっていた。

原告は、週の内3日程度は零時頃に、その他3日程度は午前1時頃に出勤し、午後2時頃まで働き、明らかに過労で、慢性的な疲労状態に陥っていた。

休憩時間もほとんどなく、休憩しても15分程度で、朝食も仕事をやりながらパンをかじるというものであった。

(6) 原告は、本件事故直後から、頭痛、頭重、腰痛、めまい、嘔気、頸部痛などの諸々の症状に悩まされ、横臥すればいくらか具合が良くなったが、立位の時は、その症状は激しくなる一方であった。

上記のように、原告は、会社の都合で仕事を休むことができず、我慢して重労働を続けたため、横臥しても治らず、寝ていても頭痛、頸部痛、腰痛が激しくなった。

原告の症状は悪化し、平成20年12月16日には、工作中に動悸やめまいが激しくなるなど具合が悪くなり、救急車にて静岡赤十字病院に搬送されたものである。

その後も上記症状は改善せず、全身疲労感、頭痛、頸部痛、悪心、胃痛、めまい、背部痛等の治療のため、さそう内科呼吸器科、静岡市立静岡病院、静岡赤十字病院、おもて循環器科、飯室クリニック、高野橋脳神経外科医院、榎本内科クリニック、田中消化器科クリニック等の多くの医療機関を受診したが原因がわからず、症状は悪化の一途をたどった。

そして、集中力が低下し、不眠状態も続き、それでも我慢して仕事をしてきたが、仕事のできる状態ではなく、たびたび具合が悪くなった。

(7) 平成22年3月30日には、原告の母Cで脳脊髄液減少症の存在を知り、図書館で借りた書物で、その病気の内容を勉強し、原告に静岡赤十字病院を受診することを勧めた。

さらに、原告の母が国際医療福祉大学熱海病院の篠永正道医師が脳脊髄液減少症の第1人者であることを他から聞き、原告は、母の勧めで同病院を受診することになった。

(8) 平成23年5月24日、原告は、国際医療福祉大学熱海病院を受診し、篠永正道医師から脳脊髄液減少症の診断を受けたものである。

そして、同医師は、本件事故により髄液が漏出し続け、頭痛、めまい、嘔気、倦怠などの症状が悪化したものと診断し、本件事故と脳脊髄液減少症の発症との間には相当因果関係が存在するとした。

(9) 原告は、平成22年6月28日から同年7月5日まで同病院に入院した。

R I 脳槽シンチグラフィで腰椎部から髄液が漏出していることが判明し、硬膜外自己血パッチ法(ブラッドパッチ治療)による治療を受け、原告の自己血35ミリリットルが硬膜外に注入された。

(10) 原告は、平成22年6月27日から会社を休業し、同病院に入院し治療を受け、その結果、頭痛等の症状はやや改善されたものの、現在に至るも脳脊髄液減少症による集中力低下、睡眠障害、全身倦怠感、嘔気、めまいなどの症状があり、さらに、物忘れ等の高次脳機能障害の症状もあらわれ、会社に復帰できないでいる。

篠永正道医師も、平成23年12月末日までの休業が少なくとも必要と指示し、その後も休業が必要としている。

(11) 原告は、平成22年8月、平成22年6月27日から同年7月15日までの休業が本件事故を原因とする業務上の事由による療養のためのものだとし、静岡労働基準監督署長(以下、単に「原処分庁」という。)に労働者災害補償保険法14条に基づき、休業補償給付の請求をした。

(12) ところが、原処分庁は、平成23年6月7日付で、原告に対し、「本件請求にかかる傷病名『脳脊髄液減少症』については、その治療に保険適用が認められていないので、療養のために必要とされる休業補償についても支給の対象とならない。」として、休業補償給付の不支給決定をした。(甲1、以下、単に「原処分」という。)

2 前置の経由

(1) 原告は、平成23年8月4日、静岡労働局労働者災害補償保険審査官に審査請求をしたが、同審査官は、平成23年11月4日付でこれを棄却した。(甲2)

(2) 原告は、これを不服として、同年12月15日、労働保険審査会に再審査請求をしたが、同審査会は平成24年7月18日付でこれを棄却し、裁決書の謄本は、翌日、原告代理人大橋昭夫らの許に送達された。(甲3)

3 原処分の違法性

(1) 原告は、本件事故により脳脊髄液減少症に罹患したものであり、その療養のために平成22年6月27日から会社を休業せざるを得なかったものである。

(2) 原処分庁は、脳脊髄液減少症の治療法である硬膜外自己血パッチ法が労災保険適用でないことを理由として療養のための休業補償給付も支給されないとしている。

しかしながら、原告の上記した重篤な症状は、いずれも、本件事故後に発症し、本件事故と相当因果関係を有するものである。

さらに、平成22年6月27日からの休業も、原告が会社の業務を遂行中に負傷し、その療養のためになされたものであり、原告は労働者災害補償保険法14条によって休業補償給付を受給することができるものである。

なお、原処分庁は、労働者災害補償保険法13条の療養補償給付は、同2項によって、政府が必要と認めるものに限ると規定されており、原告が受けた硬

膜外自己血パッチ法は政府が認めたものでないとして、この治療を受けた原告は休業補償給付を受けることができないと主張している。

(3) 政府が脳脊髄液減少症の治療による療養補償給付を明確に認めていないことは判然とせず、仮に、認めていない場合であっても、原告の休業は、本件事故を原因とする療養のためであって、療養補償給付範囲と連動させることは相当でない。

(4) 原告の休業は、明らかに本件事故による業務上の負傷による療養のためであって、休業補償を不支給とした原処分庁の処分は労働者災害補償保険法14条に違反しているものである。

4 結 論

原処分には、上記のような違法があり、取消しを免れないので、原告は請求の趣旨記載の如き判決を求める。

証 拠 方 法

- 1 甲1（不支給決定通知書）
- 2 甲2（決定書謄本）
- 3 甲3（裁決書謄本）

附 属 書 類

- 1 甲号各証の写し
- 2 訴状副本
- 3 訴訟委任状